平成23年第4回羅臼町議会臨時会(第1号)

平成23年5月24日(火曜日)午前10時開議

〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 諸般の報告 3

日程第 4 議案第28号 羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて。

日程第 議案第24号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

日程第 議案第20号 羅臼町課設置条例制定について 6

日程第 議案第21号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について 7

日程第 8 議案第22号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につ いて

〇出席議員(10名)

議 長 10番 村 山 修 一 君 1番 湊 屋 讓二君 2番 田 中 良 君 3番 髙 島 髙 村 和 史 君 小 野 哲 也 君 4番 5番

稔 君

6番 坂 本 志 郎 君 7番 鹿 又 政 義 君

9番 松 原 8番 佐藤 晶 君 臣君

〇欠席議員(0名)

〇地方自治法第121条により説明のため出席した者

長 町 脇 紀美夫 君 副 町 長 鈴 木 日出男 君 教 長 池田栄寿君 寺 澤 哲 也 君 育 総務企画財政課長 総務企画財政課参事 佐藤 行 広 君 税務課長 野 理 幸 文 君 町民生活課長 五十嵐 勝 彦君 保健福祉課長 渡辺 憲 爾君

堺 保健福祉課長補佐 昇 司 君 地域包括ケア支援センター課長 吝 藤 健 治

君環境管理課長 川端達也君 一君 水産商工観光課長 順 石 田

石 岡 建設水道課長 高 橋 力 也 君 建設水道課長補佐 章 君

二君 学 務 課 長 洋 社会教育課長 靖 君 太田 中田

郷土資料室長 涌 坂 周 一 君 診療所事務長 工藤勝利君 ______

〇職務のため議場に出席した者

議会事務局長 久保田 誠 君 次 長 大 沼 良 司 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長(村山修一君) おはようございます。ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成23年第4回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(村山修一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、3番髙島讓二君及び4番髙村和史君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長(村山修一君) 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたい と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(村山修一君) 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時01分 休憩

〇議長(村山修一君) 再開します。

◎日程第4 議案第23号 羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長(村山修一君) 日程第4 議案第23号羅臼町副町長の選任につき同意を求める ことについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(脇 紀美夫君) おはようございます。

本日、羅臼町議会第4回臨時会を開催いたしましたところ、全員の御出席を賜りました ことにつきまして御礼を申し上げます。

ただいま上程された議案第23号でございます。10ページをお願いいたします。

羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

住所につきましては、目梨郡羅臼町麻布町43番地。氏名につきましては、鈴木日出 男。生年月日は昭和27年3月18日、59歳でございます。任期につきましては、平成 23年6月22日から27年6月21日まででございます。

鈴木日出男氏は、この1期4年間、副町長としての職責をしっかり果たしていただいており、人格識見ともに副町長として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、満堂の御賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第23号羅臼町副町長の選任につき合意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

○議長(村山修一君) 再開します。

ここで、副町長に選任されました鈴木日出男君より発言の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木日出男君。

○副町長(鈴木日出男君) お許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつを述べ させていただきたいと思います。

ただいまは、議員、皆様方の御高配によりまして副町長選任に御同意をいただき、再度 就任をさせていただくことになりました。心からお礼を申し上げます。大変光栄であると 同時に、改めて職責の重大さに身の引き締まる思いをいたしているところでございます。 町長が町政に取り組む基本姿勢として、町民が安心して暮らし、元気で頑張れるまちづく りを実践するために、全身全霊全力を尽くし、町長を支え、町民、町のために一生懸命頑 張りますので、議員皆様方の一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、お 礼の言葉といたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

◎日程第5 議案第24号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(村山修一君) 日程第5 議案第24号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

小野哲也君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を 求めます。

(小野議員退席)

- ○議長(村山修一君) 提案理由の説明を求めます。 町長。
- **〇町長(脇 紀美夫君)** 議案第24号でございます。11ページでございます。

羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所につきましては、目梨郡羅臼町礼文町225番地1でございます。氏名につきましては、小野哲也。生年月日、昭和41年12月11日、44歳でございます。任期につきましては、平成23年5月24日から平成27年4月30日まででございます。

小野哲也氏は、議会議員としての識見とともに、企業経営の視点からも町の監査委員として最適任でありますので、満堂の御賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第24号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

小野哲也君、入席願います。

(小野議員着席)

◎日程第6 議案第20号 羅臼町課設置条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第6 議案第20号羅臼町課設置条例制定についてを議題と します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(脇 紀美夫君) ただいま上程されました議案第20号でございます。

羅臼町課設置条例制定について。

このことにつきましては、行政組織の中の課の設置につきまして、今回、課の統廃合にかかわる全部改正でございます。また、この後予定されております議案第21号羅臼町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、今般の東日本大震災にかかわる税条例の改正でございます。また、議案第22号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、課税限度額の変更に伴うものでございます。内容につきましては、それぞれ担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(村山修一君) 総務企画財政課長。
- ○総務企画財政課長(寺澤哲也君) それでは、議案の1ページをお願いいたします。 議案第20号 羅臼町課設置条例制定について。

羅臼町課設置条例を別紙のとおり制定するものであります。

2ページをお願いいたします。

羅臼町課設置条例。

今回の課設置条例は、全文改正であります。

第1条は、課の設置であります。地方自治法第158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。1、企画振興課、2、総務課、3、税務財政課、4、環境生活課、5、保健福祉課、6、水産商工観光課、7、建設水道課。

2条は、分掌事務であります。

各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

1、企画振興課であります。

ア、町政の総合計画及び総合調整に関すること。イ、広域行政に関すること。ウ、請願 及び要望に関すること。エ、地域づくりに関すること。オ、北方領土に関すること。カ、 広報広聴に関すること。キ、各種統計に関すること。

2、総務課であります。

ア、議会に関すること。イ、儀式、褒章及び表彰に関すること。ウ、条例、規則及び規定に関すること。エ、行政事務の連絡調整に関すること。オ、行財政に関すること。カ、 庁舎、車両管理に関すること。キ、職員の進退、身分、給与、研修及び福利厚生に関する こと。ク、情報管理に関すること。ケ、防災に関すること。コ、その他他課の所管に属さないこと。

3、税務財政課であります。

ア、町税の賦課及び徴収に関すること。イ、財政計画及び予算編成に関すること。 ウ、 経理に関すること。

4、環境生活課であります。

ア、戸籍及び住民基本台帳に関すること。イ、住民組織及び住民相談に関すること。 ウ、国民年金に関すること。エ、交通安全に関すること。オ、防犯に関すること。カ、一 般廃棄物に関すること。キ、合併処理浄化槽普及に関すること。ク、公害防止対策に関す ること。

5、保健福祉課であります。

ア、社会福祉に関すること。イ、国保医療に関すること。ウ、保健予防及び健康に関すること。エ、介護保険に関すること。

6、水産商工観光課であります。

ア、水産振興に関すること。イ、漁港及び海岸保全に関すること。ウ、水産系廃棄物処理に関すること。エ、海洋深層水に関すること。オ、商工業振興に関すること。カ、観光振興に関すること。キ、農林振興に関すること。ク、畜産資源にリサイクルに関すること。ケ、自然保護に関すること。コ、世界自然遺産に関すること。サ、施設管理に関すること。

7、建設水道課であります。

ア、道路、橋梁及び河川に関すること。イ、土木に関すること。ウ、建築に関すること。エ、町営住宅の入居及び維持管理に関すること。4ページをお願いいたします。オ、 水道に関すること。カ、温泉供給に関すること。キ、町有財産に関すること。

続きまして、3条は係の設置であります。前条の課に係を置くことができる。

2項、係の分掌する事務は、町長が別に定める。

4条は、臨時の事務の分掌であります。臨時または特殊の事務については、前条の規定

にかかわらず、町長においてその分掌する課を定めることができる。

第5条は委任で、この条例に定めるもののほか、この条例の実施について必要な事項は 別に定める。

附則として、この条例は平成23年6月1日から施行する。

また、2項として羅臼町課設置条例(平成19年6月22日条例第23号)は廃止とする。

なお、参考資料の1ページ、資料1に新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号課設置条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第20号羅臼町課設置条例制定については、原案のとおり 可決されました。

◎日程第7 議案第21号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定につい

て

○議長(村山修一君) 日程第7 議案第21号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制 定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(野理幸文君) 5ページをお願いいたします。

議案第21号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

ここで、改正理由を申し上げます。

今改正案につきましては、本年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震に伴い、被災者に対する支援の特例措置を定めた地方税法の一部を改正する法律が4月27日 可決成立し、同日付施行されました。これに伴い、羅臼町においても所要な改正が必要な ことから、羅臼町町税条例を改正するものであります。概要は、条例本文後段にあります 附則に二つの条文を追加するものでございます。改正文は2ページにわたっております が、別冊の羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により御説明申し上げま す。

それでは、説明資料1ページをお開き願います。本資料は改正要旨としてまとめたものでございます。

追加となります1番目の附則第22条は、雑損控除額等の特例でございます。内容は、 東日本大震災により受けた住宅や家財等に係る損失の金額については、所得割の納税義務 者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として平成23年度住民税での適 用を可能とするものでございます。

次に追加となります2番目の附則第23条は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございます。内容は、住宅ローン控除の適用住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き控除を適用することができるようにするものでございます。

以上が主な改正要旨でありますが、羅臼町において被災者からの申告があった場合、本 条例を適用させるべく所要の改正をさせていただくものでございます。

なお、そのほか参考資料で新旧対照表も用意してございますが、二つの条文が追加と なっておりますので、後ほど御確認願います。

最後に、附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし、附則第23条に係る部分に限っては平成24年1月1日から施行するものでございます。

以上、改正要旨を申し上げ、改正条項の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号町税条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第21号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第22号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について

○議長(村山修一君) 日程第8 議案第22号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺憲爾君) 8ページをお願いします。

議案第22号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月31日に公布されたことに伴うもので、改正により国保税の課税限度額の見直しをするものです。改正内容につきましては、別冊の参考資料の7ページ、資料3、新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表、改正箇所を網かけで処理しております。

第2条は課税額です。第2項で、基礎課税額、医療分の課税限度額を定めており、50万円を51万円に1万円引き上げるものです。

第3項は後期高齢者支援分で、13万円を14万円に1万円引き上げるものです。

第4項は介護納付分で、10万円を12万円に2万円引き上げるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額です。この条文は、所得の低い世帯に対して減額を 行うことができる世帯と減額の額を定めたものであります。条文中の基礎課税の限度額に ついて、第2条と同じくそれぞれ改正をするものであります。

附則として、第1条、施行期日でありますが、この条例は公布の日から施行し、平成2 3年4月1日から適用する。

第2条は適用区分です。改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、別冊の羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の説明資料に、税率 表、世帯別の課税額対照表、国保会計の当初課税と予算等を比較した予算概要を記載して おりますので、参考にしていただきますようお願い申し上げます。

また、本改正案につきましては5月19日開催の羅臼町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号国保条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第22号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午後10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

議員

議員